

## 開かれた隣保館等の今後のあり方について（趣旨説明）

### 1 はじめに

隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる「開かれたコミュニティセンター」として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としている。

同施設は、全国的には昭和28年以降徐々に整備が図られてきたが、同和対策事業特別措置法が施行される以前においては、一定地域の福祉の向上を図るうえで重要な意義を有するものであるとして、昭和33年に隣保事業が「社会福祉事業法」の第2種社会福祉事業に加えられた。

また、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」の制定に伴い、「同和対策対象地域における隣保館運営要綱」が定められ、隣保館は地域における行政の総合的な窓口として、同和行政の第一線機関として位置付けられた。

その後、数次の法制措置を経て平成14年4月以降は、隣保館については社会福祉法に基づく施設としての位置付けのもと、「隣保館設置運営要綱」が改正され新たに隣保館サービス事業、地域交流促進事業等が追加されるなど、より一層、福祉の向上や住民交流の拠点となるよう位置づけられた。

近年においては、インターネット上での差別書込みが発生するなど、差別に関する状況にも変化が生じていることを鑑み、平成28年に「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」が立て続けに制定され、こうしたなかであらゆる差別をなくすための取組を行う拠点としての隣保館等の役割が明らかになってくるとともに、今後における隣保館像の創造が求められている。

### 2 滋賀県における取組

滋賀県においては、各隣保館との連携を密にするため、財団法人滋賀県解放県民センターが設置され、昭和51年5月に「同和対策地域総合センター運営要綱」を制度化し、この要綱によりさらに隣保館等の果たす役割として、同和対策事業推進のための総合調整機能をもたせ、地域での同和問題を解決するための拠点となる総合センターとしての位置付けがされ、大きな役割を果たしてきた。

また、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申を受け、平成9年4月1日以降、これまで特別対策として整備および運営がなされてきた隣保館が一般対策として位置づけされたことを受け、本県においても、平成10年1月に、この主旨を踏まえた「地域総合センター運営要綱」が制定され（平成9年4月1日から適用）、隣保館運営の一般対策への移行とあいまって、今後ますます、周辺地域を含めた地域社会に密着した総合的な活動や、日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待されている。

### 3 本市における取組

本市においては、社会福祉の増進と教育文化の振興を図るため、昭和45年度より各対象地域に隣保館および教育集会所の建設、昭和49年度より老人いこいの家の建設を進め、これらを地域総合センター（以下「隣保館等」という。）として位置づけ、一体的な運営のもと地域住民に対し各種の事業、教育を通して自立と解放への学習活動や相談事業を促進するとともに、近隣地域住民との交流事業を図り、同和問題に対する正しい理解と

認識を深める取組に努めてきた。また、隣保館が、近隣・周辺を含む広い地域を視野において、人権と福祉を中心にしたコミュニティセンターとしての役割を果たす施設として求められてきたことから、平成12年1月に草津市隣保館等運営審議会に「隣保館等の今後のあり方について」諮問し、平成12年10月24日に答申を受け、その取組のひとつとして平成17年度から順次、隣保館の改築等整備を進めてきた。

その間の運営についての基本的な考え方については、滋賀県および滋賀県教育委員会の「同和対策地域総合センター運営要綱」ならびに「地域総合センター運営要綱」に基づき各種の事業を展開してきたところである。

こうした中、平成5年度に国において「同和地区実態把握調査」を実施されたところであるが、福祉の領域を補完することを目的として、平成8年・9年の2か年で「湖南甲賀地域福祉と人権のまちづくり総合実態・ニーズ調査」、平成15年、平成20年に本市において「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」を実施したところである。

そして、これらの分析結果と地域の実態等を踏まえ、現状および課題について検討し、今後の隣保館等のあり方について方向づけすべく、草津市隣保館等運営審議会に諮問し、平成24年2月9日に答申を受けた。そして、この答申を尊重し、各種施策を効果的・積極的に推進するため、平成25年3月「新たな隣保館等の今後のあり方について基本方針」を定め、事業推進の基本姿勢としては一般施策として隣保事業を行うこととし、対象地域を含む近隣・周辺地域や小中学校区、事業内容によっては市域全域を対象として隣保館等を中心とした交流の輪を広げる等の取組を進めること、さらに、財政運営上から歳出全体の徹底した洗い直しや施策・制度の抜本的な見直しを実施し、より効果的な事業運営に努めることとした。

この中での成果としては、行政運営の効率化や市民サービスの向上、地域の自主自立の観点から、平成27年度以降、指定管理者制度を導入したことにより、指定管理者が自主的に企画し、運営できるようになったことから、地域の状況やニーズをより把握した事業展開が図られるようになった。また、地域の状況に精通した地元NPOが指定管理業務を担うことで、より身近な立場での相談業務の実現につながり、相談者が安心でき、問題解決に寄与したものである。

これらに対し、今後の課題としては、社会福祉法における隣保事業の原点に立ち返り、隣保館等を重要な福祉拠点の一つととらえ、それまで隣保館等が培ってきた役割・機能、スキル等が市全域のより多くの方々によって享受され、教育文化の向上および社会福祉の増進が図れるよう、隣保館等の認知度を高め、隣保事業を展開していく必要がある。また、今日の社会状況の大きな変化に伴い、多様化・複雑化する人権課題や市民ニーズに対応するため、さらに関係機関との連携強化を図ることで、より適正な隣保事業を展開することが求められている。

今後、これらの課題解決につながる具体的な施策の検討が求められている。

## (別記資料) 隣保館等の各施設の整備について

### ①隣保館

隣保館は、対象地域住民に対する生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、同和問題の速やかな解決を目的として、今日まで各種の施策を推進している。

|      |  |
|------|--|
| 新田会館 | 昭和46年 4月 1日 (事業開始)<br>平成17年度 改築<br>令和元年度 指定管理者制度導入         |
| 西一会館 | 昭和47年 4月 1日 (事業開始)<br>平成19年度改築<br>平成27年度 指定管理者制度導入         |
| 橋岡会館 | 昭和46年 4月 1日 (事業開始)<br>平成18年度改築<br>令和元年度 指定管理者制度導入          |
| 芦浦会館 | 昭和56年 4月 1日 (事業開始)<br>平成20年度増築および大規模修繕<br>平成27年度 指定管理者制度導入 |

※ 芦浦会館は、平成21年4月1日に常盤東総合センターに名称変更

### ②教育集会所

教育集会所は、地域の教育文化の振興を図ることを目的として、各地区の隣保館に併設される形で整備され、児童生徒の学力の向上と仲間づくり活動を推進し、進路を保障する取組を進めている。また、各種講座・研修会等を通じて、地域住民の自主自立意識の向上をめざしている。

|         |  |
|---------|--|
| 新田教育集会所 | 昭和49年 6月11日 (事業開始)<br>令和元年度 指定管理者制度導入  |
| 西一教育集会所 | 昭和51年 4月 1日 (事業開始)<br>平成27年度 指定管理者制度導入 |
| 橋岡教育集会所 | 昭和55年 5月15日 (事業開始)<br>令和元年度 指定管理者制度導入  |
| 芦浦教育集会所 | 昭和47年 4月 1日 (事業開始)<br>平成27年度 指定管理者制度導入 |

### ③老人いこいの家

老人に教養およびレクリエーション等のための場を提供し心身の健康の増進を図るため設置しており、各老人クラブの諸事業を中心に施設の有効利用を図っている。

|           |       |        |        |
|-----------|-------|--------|--------|
| 新田老人いこいの家 | 昭和52年 | 2月22日  | (事業開始) |
| 西一老人いこいの家 | 昭和50年 | 11月25日 | (事業開始) |
| 橋岡老人いこいの家 | 昭和52年 | 1月5日   | (事業開始) |
| 芦浦老人いこいの家 | 昭和50年 | 1月1日   | (事業開始) |

※ 老人いこいの家は、隣保館の改築等整備が老人いこいの家の機能を持ち合わせた施設として整備したことから、隣保館の改築にあわせ、順次、廃止した。